



コンビナート地域の安全対策について



1 コンビナート地域を取り巻く環境等

- コンビナート地域は、高度経済成長期前から我が国の経済をけん引してきたが、近年、長期に使用されている施設が増加
- 国際化の進展や産業構造の変化に伴い、競争力の強化が求められる、企業の統廃合等が進み、保安に係る技術伝承が不足
- これに伴い、コンビナート地域での事故等が増加し、消防の出動件数も同様に増加



コンビナート地域の防災訓練



事故時の活動状況

2 コンビナート地域における関連法の状況



3つの法律が関連

○ 高圧ガス保安法

- ・高圧ガス製造許可等の権限については、平成30年度に県から指定都市に移譲（ただし、コンビナート地域及び特定製造事業所については引き続き県が規制権限を保有）
※大阪府においては、事務処理特例により堺市に権限移譲済み

○ 石油コンビナート等災害防止法（石災法）

- ・石油コンビナート等防災本部の設置等を規定
- ・神奈川県知事が防災本部長、災害の総合調整機能を担う
- ・災害発生時は、防災本部長が現地本部（横浜市長、川崎市長が本部長）から情報収集、伝達が可能
- ・石油コンビナート等特別防災区域の災害防止のための計画策定

○ 消防法

- ・石油等の危険物を規制、横浜市、川崎市が規制権限を保有

3 高圧ガス保安法に関わる権限移譲の経過



年月	経緯
平成9年4月	地方分権推進に関する指定都市の意見 国・都道府県からの権限移譲が必要な事項として列挙
平成20年5月	地方分権改革推進委員会『第1次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～』 基礎自治体である市町村への権限移譲を行うべき事務の一つとして整理
平成25年6月	第30次地制調答申「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」 「都道府県の事務の指定都市に移譲されていない主な事務」として高圧ガス保安法が挙げられ、2 / 3 の道府県と指定都市が移譲に賛成であった。
平成27年1月	「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定) コンビナート地域等を除いた形で、事務・権限を移譲する方針
平成27年6月	第5次一括法成立 別途政令によりコンビナート地域等を除いた形で移譲
平成27年	平成27年提案募集方式にて提案 道府県の事務処理特例条例による個別移譲は可能 (経済産業省 1 次回答)
平成30年4月	高圧ガス保安法に基づく事務・権限の指定都市への移譲

4 高圧ガス保安法について



(1) 高圧ガスとは

常用の温度において圧力が1メガパスカル（大気圧の約10倍程度の圧力）以上となる圧縮ガスや、0.2メガパスカル以上の液化ガス等

(2) 高圧ガス保安法の目的

- 高圧ガスによる災害防止のため、
- 高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱いの規制
- 民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進
- 公共の安全を確保

4 高圧ガス保安法について

(3) 高圧ガス施設の例

①製造事業所 圧縮機によるガスの昇圧等により、高圧ガスを製造する事業所



エチレン製造プラント
(出典：ENEOS(株)ホームページ)



LPガスボンベ充填所 (出典：(一財)エルピーガス振興センター「LPガスガイド(H29年3月発行)」)

②貯蔵所 容器等により、高圧ガスを貯蔵する事業所



容器置場 (出典：川崎市消防局)



貯槽 (出典：同上)

5 コンビナート地域について

(1) 所管地域

コンビナート地域（下記図の色付けされた地域）は、災害発生時にその被害が市域を越えて広域的なものとなるおそれがあることから、法令による移譲対象から除かれ、神奈川県が所管



※コンビナート地域の状況については、参考資料参照

5 コンビナート地域について

(2) 高圧ガス保安法、消防法の執行状況

○ 消防法上の危険物製造所は高圧ガス保安法上の製造事業所であることが多い。(高・危混在施設)

※危険物：火災発生の危険性が大きく、消火の困難性が高いものでガソリン・灯油・油性塗料等

特定事業所※の内訳

※石炭法上のコンビナート区域において、石油や高圧ガスを多量に貯蔵・取り扱う事業所

	特定事業所	高圧ガスのみ	危険物+高圧ガス	危険物のみ
横浜市・川崎市	78	3	30	45

高・危混在施設の例 (出典：ENEOS(株)ホームページ)

脱硫装置



石油に含まれる硫黄分を、高温、高圧、水素雰囲気の下で除去する装置

蒸留装置



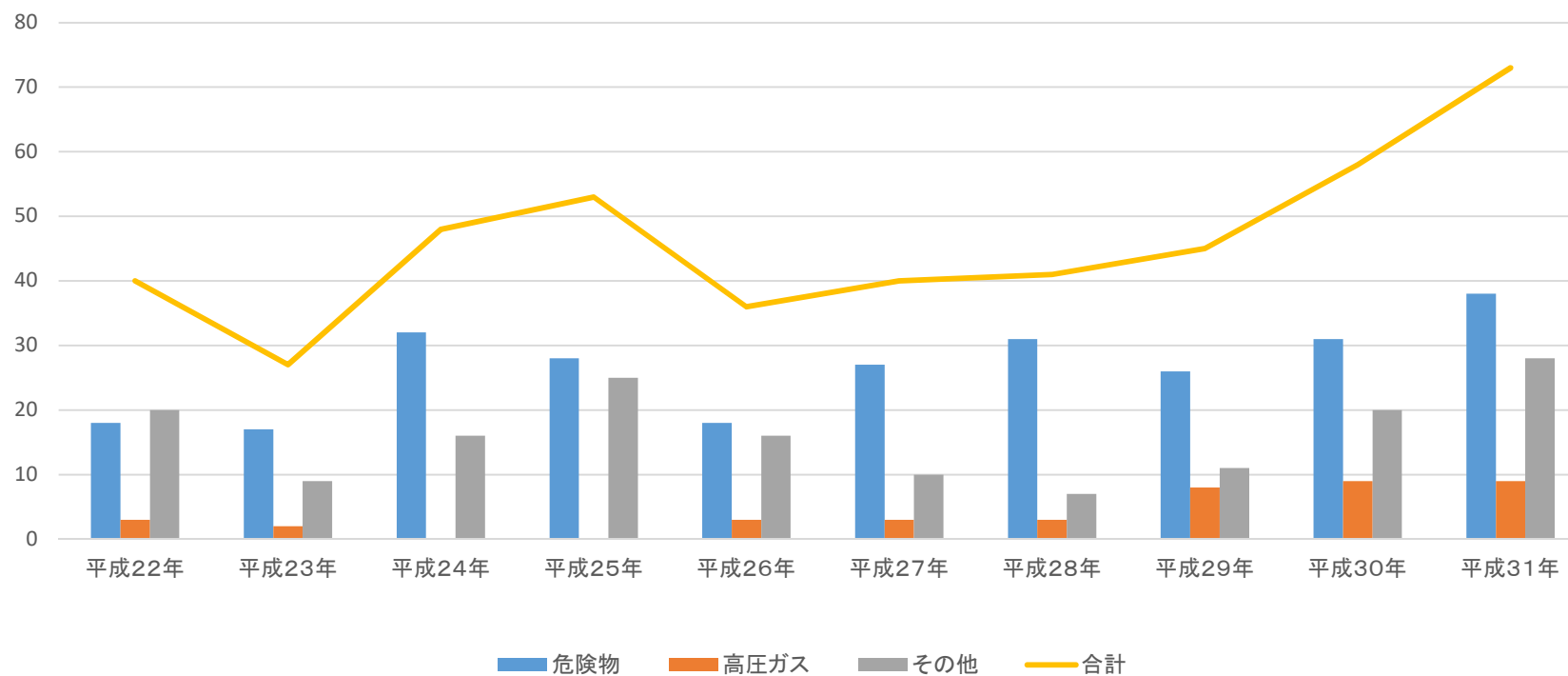
原油を沸点の差を利用して石油ガス、ナフサ、灯油等に分ける装置

5 コンビナート地域について

○ 特定事業所において、事故発生件数が増加している。

特定事業所における事故発生件数

横浜市・川崎市の事故発生件数



5 コンビナート地域について

(3) コンビナート地域における消防の対応状況

- 災害規模に応じた出場計画の策定
- 消防艇の配備（各市2隻）
- 情報収集のための消防ヘリの配置
- 3点セット（大型（化学）高所放水車、大型化学消防車、泡原液搬送車）の配備（各市2セット）
- ドラゴンハイパーコマンドユニットの配備
 - ・ 総務省消防庁から横浜市へ貸与
 - ・ 応援協定の締結により、川崎市域への出場が可能



事業所の自衛消防隊と連携し、必要に応じて市域を越えた広域的な活動をするなど、コンビナート地域の災害に対応

許認可、規制の権限は県にあるが、事故発生時の現場対応は市が行っている。

6 高圧ガス保安法の権限移譲のメリット



○ 消防責任を担う横浜市、川崎市が、これまでの危険物の許可権限に加え、高圧ガス保安法の権限を併せて担うことにより、以下のメリットがある。

- ① 一体的な指導による保安体制の充実
- ② 申請窓口の一本化による事業者の負担軽減
- ③ 災害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能
- ④ 横浜市、川崎市が現場対応を担うことで、神奈川県は石災法に基づく県域全体の総合調整等広域事務に専念することが可能



神奈川県域全体の安全性の一層の確保につながる

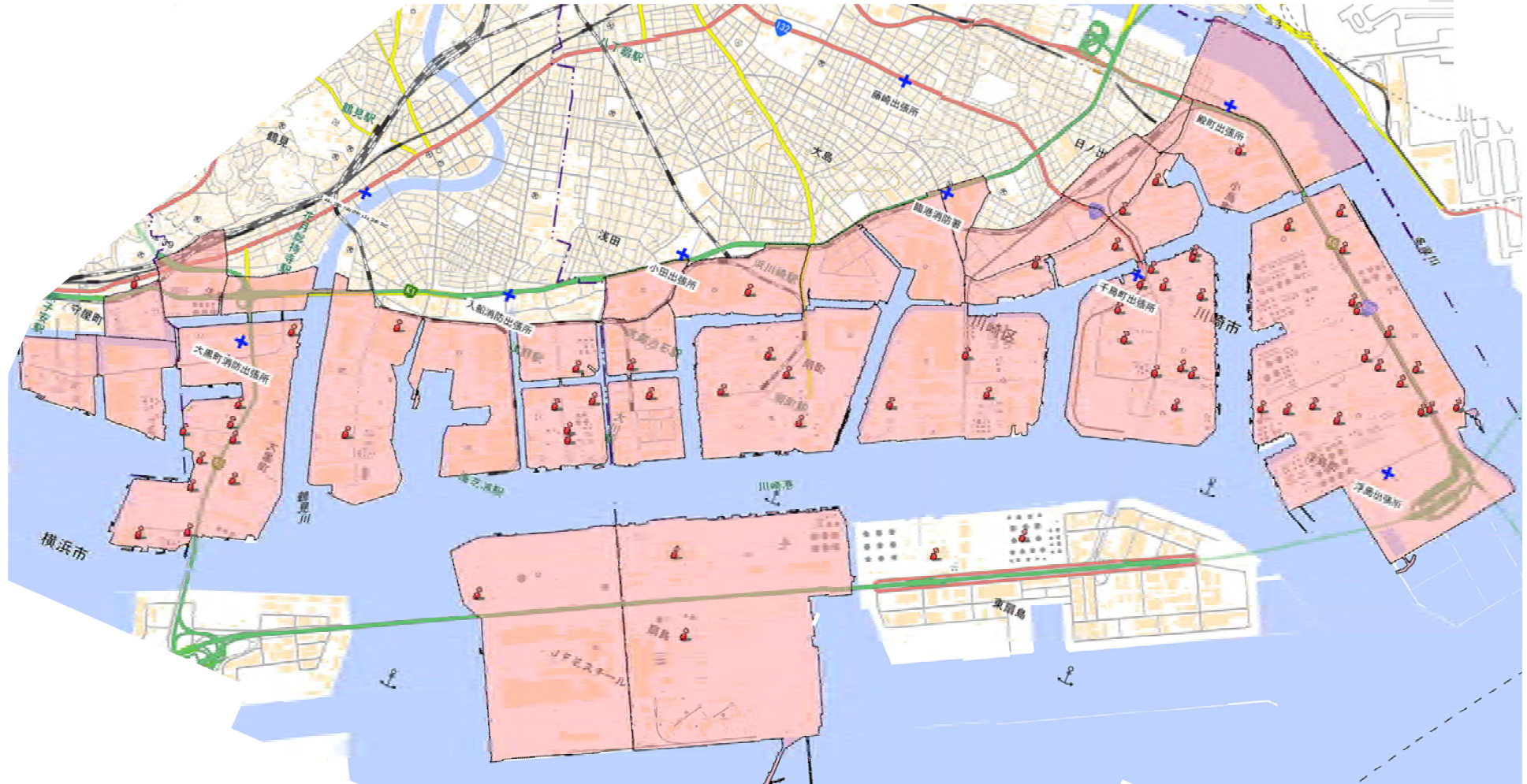
【情報共有】




- ・ 神奈川県高圧ガス・火薬類保安会議
（高圧ガス分科会、火薬分科会）
- ・ 石災法に基づく県市合同立入検査
- ・ 高圧ガス・火薬類に係る事故情報の共有
- ・ 高圧ガス自主保安事業所交流会等

【訓練、研修】

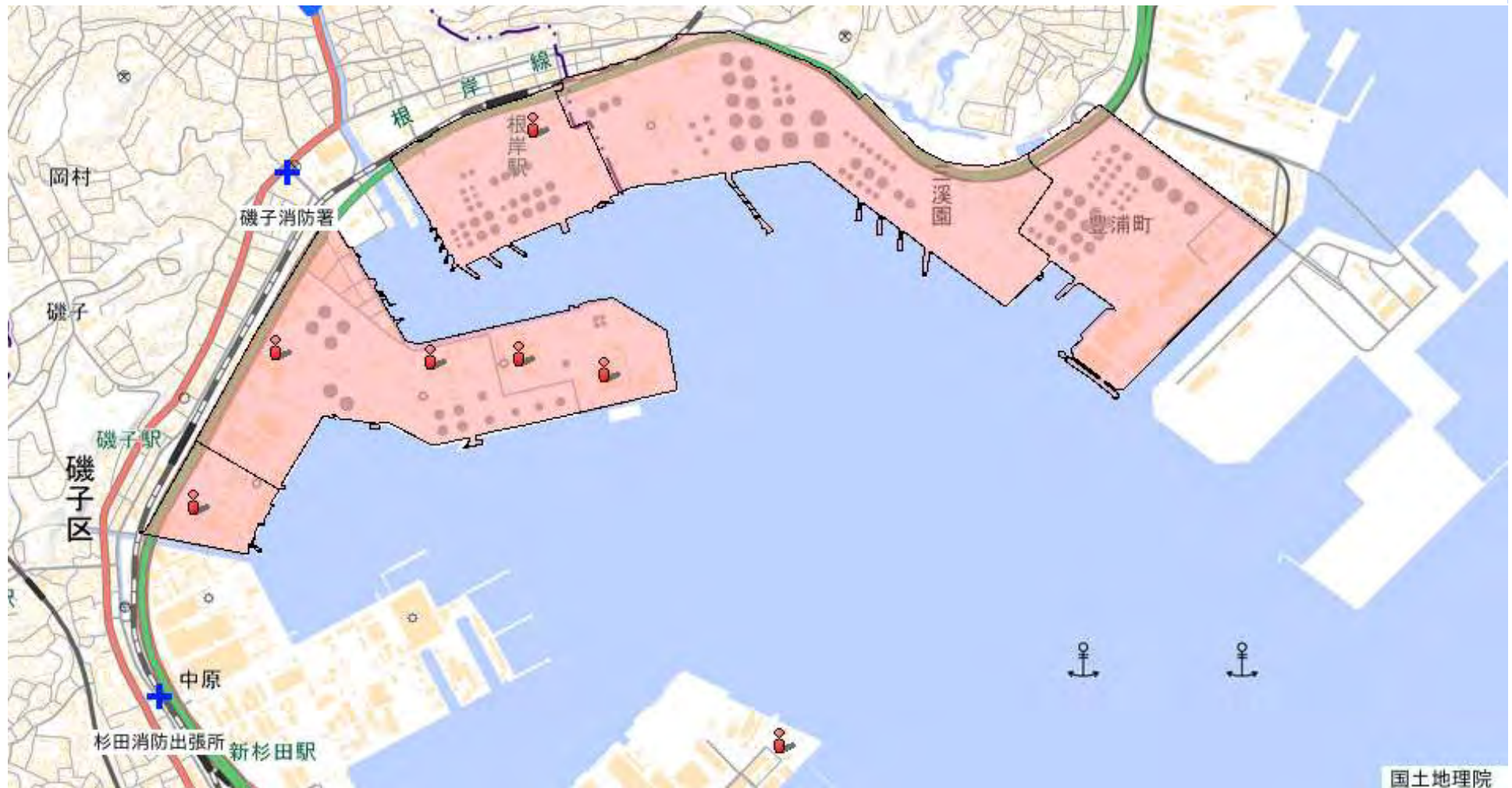
- ・ 神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練の実施
- ・ 神奈川県工業保安行政担当職員研修への参加
- ・ 神奈川県消防保安課（旧工業保安課）への研修職員派遣




コンビナート地域の状況【京浜臨海地区】



-  権限移譲対象区域
-  消防署・出張所
-  特定事業所

コンビナート地域の状況 【根岸臨海地区】



-  権限移譲対象区域
-  消防署・出張所
-  特定事業所